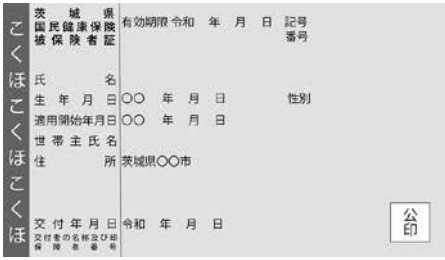


問本石岡市役所本庁舎 支八郷総合支所 Tel 43-1111（代表）



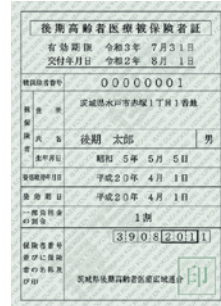
▲新しい国民健康保険証
(背景：エンジ色)

国民健康保険被保険者証も後期高齢者医療被保険者証も今までの紺色からエンジ色に代わります。被保険者証は簡易書留で送付します（国保は各世帯主宛に世帯全員分まとめて送付）。不在票が投函されていた人は、8月2日(日)までは石岡郵便局、8月3日(月)以降は保険年金課までお問い合わせください。

●被保険者証

▼国民健康保険被保険者証も

8月1日()
国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者証
が新しくなります



▲新しい後期高齢者医療保険証

▼国民健康保険に加入している70～75歳未満の人

「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」と記載され、「2割」または「3割」と記載されます。

「基準収入額適用申請書」が同封されていた人は、申請により自己負担額が3割から2割になる可能性があります。

●限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)等

【国民健康保険】
8月以降の「限度額適用」

標準負担額減額認定証」や「限度額適用認定証」等が必要な人は申請が必要です。8月以降の受付は7月20日(月)から開始します。
申請に必要なもの

①被保険者証

②認め印

③個人番号の分かるもの

④身分を証明するもの

⑤令和元年中の所得未申告者がある場合は収入の分かるもの

⑥(区分「低II」・「オ」の人で)90日以上入院した場合は日数の分かるもの

【後期高齢者医療】
減額認定証等の交付を受けていて、8月から引き続き該当される方には、被保険者証と一緒に新しい減額認定証を送付します。

※新規で交付を希望する場合は、申請が必要です。

●納税(納入)通知書

【国民健康保険】

7月下旬に納税通知書を普通郵便で送付します。

【後期高齢者医療】

▼普通徴収(納付書または口座振替で納付)の人
7月下旬に「保険料額決定通知書兼納入通知書」を送付します。

▼特別徴収(年金天引き)の人
8月上旬に「保険料額決定通知書」を送付します。

※年金天引きから口座振替に変更することができません。納付書に変更することはできません。希望する人は、金融機関と市役所の両方で手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

問本 保険年金課
国保 / Tel 23・5557

後期 / Tel 23・7318

広告掲載欄

広告掲載欄

お知らせ
国民年金保険料の
納付に困ったら…

▼免除・猶予申請

7月～受付開始

(学生納付特例は4月～)

令和2年度の保険料は月額
1万6540円です。

経済的な理由などで保険料
の納付が難しい場合、納付
が免除・猶予となる制度を
ご利用ください。

●全額免除制度

●一部免除制度

●猶予制度(納付猶予制度・
学生納付特例制度)

※申請は原則毎年必要です。
詳細は日本年金機構ホーム
ページまたは直接お問い合わせ
주세요。

☎日本年金機構土浦年金事務所

Tel 029・825・1170

☎本館 保険年金課

Tel 23・7318

相談
行政書士による
無料相談会

▼日常生活で困っているこ
と、将来に対する不安など、
お気軽にご相談ください。

日時／7月18日(土)
午後1時～4時
場所／国府地区公民館
(国府5・7・1)

相談内容／遺言、相続、持統化
給付金、各種行政手続きなど

※前日までに電話で予約

☎県行政書士会 県南支部

Tel 43・0536 (若山)

相談
無料結婚相談会

▼ご両親の相談も可能です。

日時／7月12日(日)

午前10時～午後3時

場所／東地区公民館

(東石岡4・6・24)

必要書類／身上書・写真(L
版1枚)

申込方法／予約不要。直接来
場ください。

☎マリッジサポーター石岡地
域支部

Tel 23・3829 (大内)

相談
要申込
年金無料相談会

▼常陽銀行委嘱の社会保険労
務士がご相談に応じます。

年金受け取りの疑問や手続
きの相談、年金請求手続
きの代行も無料で承ります。

日時／7月7日(火)午前10時～
正午、午後1時～3時

場所／常陽銀行石岡支店

☎常陽銀行石岡支店

Tel 23・1202

お知らせ
空家バンクに
登録しませんか？

▼空家バンクは、空家を売り
たい・貸したいと考える所
有者と、買いたい・借りた
いと考える利用希望者の橋
渡しをする制度です。
地域の活性化と定住促進の
ため、物件の登録を募集し
ています。

使用する予定のない空家を
お持ちの方は、お気軽にご
相談ください。

また、親戚や知り合いなど、
空家を所有している方へ空
家バンクの活用をお勧めめ
ください。

※空家の状況によっては、登録
できない場合があります。

☎本館 建築住宅指導課

Tel 23・5526

お知らせ
食用廃油の
回収を実施

▼八郷地区の人を対象に、食
用廃油の回収を実施しま
す。

職員がご自宅まで伺います
ので、希望する人はご連絡
下さい。

地区・回収日／

柿岡・小幡・葦穂・恋瀬

7月16日(木)

瓦会・園部・林・小桜

7月17日(金)

申込方法／回収日前日までに

支所総務課へ電話で申し込
み

☎支所総務課(内線1335)

メールマガジンで
防災情報を発信中
災害に備えて今すぐ
メルマガ登録を！



広告掲載欄

広告掲載欄